

一般社団法人 日本森林学会

2015(平成 27)年 定時総会

日 時:2015 年 5 月 28 日(木)10:00～12:00

場 所:日林協会館 3階 大会議室

議 事

第 1 号議案:2014 年度事業報告の承認

第 2 号議案:2014 年度決算報告の承認

第 3 号議案:日本森林学会学術大会運営規則の改正

第 4 号議案:新役員(大会担当理事)の選任

報告事項 1:2014 年度監事監査報告

報告事項 2:2015 年度事業計画の報告

報告事項 3:2015 年度予算の報告

報告事項 4:内規の改正

報告事項 5:2014 年度林業遺産の選定についての報告

報告事項 6:第 126 回日本森林学会大会の開催

一般社団法人日本森林学会 代議員一覧

(任期:2014年定時総会終結時～2016年定時総会終結時)

地区	氏名	所属	地区	氏名	所属
北海道	北村 系子	森林総研北海道	中部	板谷 明美	三重大
北海道	小池 孝良	北海道大	中部	蔵治 光一郎	東京大
北海道	徳田 佐和子	道立林試	中部	竹中 千里	名古屋大
北海道	中村 太士	北海道大	中部	中川 弥智子	名古屋大
北海道	牧野 俊一	森林総研北海道	中部	福田 秀志	日本福祉大
東北	泉 桂子	岩手県立大	中部	山田 容三	名古屋大
東北	久保田 多余子	森林総研東北	中部	横井 秀一	岐阜森林文化アカデミー
東北	柴田 銃江	森林総研東北	関西	大浦 由美	和歌山大
東北	橋本 良二	岩手大	関西	大住 克博	鳥取大
東北	松木 佐和子	岩手大	関西	大田 伊久雄	愛媛大
関東	浅野 友子	東京大	関西	黒田 慶子	神戸大
関東	石崎 涼子	森林総研	関西	谷川 東子	森林総研関西
関東	井出 雄二	東京大	関西	徳地 直子	京都大
関東	井上 真理子	森林総研多摩	関西	平山 貴美子	京都府立大
関東	大河内 勇	森林総研	関西	深町 加津枝	京都大
関東	太田 祐子	森林総研	関西	山本 伸幸	森林総研関西
関東	白石 則彦	東京大	関西	吉永 秀一郎	森林総研関西
関東	鈴木 牧	東京大	九州	伊藤 哲	宮崎大
関東	高橋 正通	森林総研	九州	川口 エリ子	鹿児島県
関東	田中 浩	森林総研	九州	佐藤 宣子	九州大
関東	丹下 健	東京大	九州	森貞 和仁	森林総研九州
関東	津村 義彦	筑波大	九州	吉田 茂二郎	九州大
関東	戸田 浩人	東京農工大			
関東	福田 健二	東京大			
関東	古澤 仁美	森林総研			
関東	正木 隆	森林総研			
関東	宮本 麻子	森林総研			
関東	吉丸 博志	森林総研多摩			

※氏名は地区別に五十音順

< 定時総会次第 >

開会の辞（正木隆 総務理事）

1. 会長挨拶（大河内勇 会長）

2. 議長選出

3. 議事

総会資料掲載頁数

(1) 第 1 号議案：2014 年度事業報告(案)（正木隆 総務理事）	1
(2) 第 2 号議案：2014 年度決算報告(案)（田中浩 会計理事）	6
収支計算書	6
貸借対照表	8
正味財産増減計算書	9
財務諸表に対する注記	11
財産目録	12
(3) 第 3 号議案：学術大会運営規則の改正（正木隆 総務理事）	13
(6) 第 4 号議案：新役員の選任（正木隆 総務理事）	15
(7) 報告事項 1：2014 年度監事監査報告（高橋正通 監事）	16
(8) 報告事項 2：2015 年度事業計画報告（正木隆 総務理事）	17
(9) 報告事項 3：2015 年度予算報告（田中浩 会計理事）	19
(10) 報告事項 4：内規の改正（正木隆 総務理事）	20
(11) 報告事項 5：2014 年度林業遺産の選定についての報告（正木隆 総務理事）	
(12) 報告事項 6：第 127 回日本森林学会大会の開催	
閉会の辞(正木隆 総務理事)	

【第1号議案】

一般社団法人日本森林学会 2014（平成26）年度事業報告（案）

(1) 「日本森林学会誌（日林誌）」の発行：2014年4月(第96巻第2号)、6月(同3号)、8月(同4号)、10月(同5号)、12月(同6号)および2015年2月(第97巻第1号)の年6回発行し、科学技術振興機構のJ-STAGEで公開した。第96巻第5号に、第125回日本森林学会大会における国際シンポジウムおよび男女共同参画関連企画100周年記念特別セッションの記録を掲載した。論文25編、短報10編、総説6編、その他7編を掲載し、総計337ページになった。ページ数は昨年度に比べて20%増であった。第97巻第1号より、表紙写真を変更した。また、第97巻に掲載予定の特集企画案の募集を行なった。

(2) 「Journal of Forest Research (JFR)」の発行：2014年4月 (Vol. 19 No. 2)、6月 (No. 3)、8月 (No. 4)、10月 (No. 5)、12月 (No. 6) および2015年2月 (Vol. 20 No. 1) の年6回発行した。Original Article 51編、Short Communication 11編を掲載した。総ページ数は533ページと昨年度に比べて14%減少したが、主にページ数の配分の都合によるものである。電子版の周知を図るため、メールマガジンを用いて会員に発行を知らせるとともに、日林誌と学会ウェブサイトで発表論文の日本語書誌情報を掲載した。インパクトファクターは2012年の0.838から2013年の1.009に上昇した。5年インパクトファクターは2012年の1.077から2013年の0.970へと若干低下した。

(3) 「森林科学」の発行：2014年6月(71号)、10月(72号)、2015年2月(73号)の年3回の発行をおこなった。特集「森林学会100年の歴史を振り返る」「原発事故と福島の森林再生」「花粉症研究最前線」をはじめ、シリーズ「森めぐり」「現場の要請を受けての研究」「うごく森」「森をはかる」「林業遺産」等、総計144ページの掲載を行った。また、森林文化協会編集の年刊誌「森林環境」とのコラボレーションの一環として、「森林環境2014」の書評掲載、森林環境幹事会への編集部からのオブザーバ参加をおこなった。

(4) 「日本森林学会メールマガジン」の発行：臨時メールマガジン2号(第51号、52号)を含め、第44号(2014年3月)～第57号(2015年2月)を発行した。

(5) ウェブサイトの更新：ウェブサイト更新を随時行い、最新情報を掲載した。大会や表彰をはじめとする各種の学会情報を会員に発信するとともに、学会刊行物などの学会活動について随時発信・広報した。大会発表申し込みおよび発表要旨集のオンライン入稿を支援した。大会ページを見やすくするように努力した。林業遺産・男女共同参画への取り組みのページを独立させた。その他、研究集会・シンポジウムや公募等の関連情報を提供・広報した。

(6) 第125回日本森林学会大会の開催：関東森林学会の推薦により、東京大学が開催校となり埼玉県さいたま市(大宮ソニックシティ)で開催した(2014年3月26～30日；大会運営委員長：酒井秀夫会員、東京大)。部門別口頭発表202件、部門別ポスター発表464件、テーマ別シンポジウム19テーマ180件(口頭発表149件、ポスター発表31件)だった。国際公開シンポジウム「森林と人類の未来」、及び男女共同参画関連企画100周年記念特別セッション「男女共同参画の実現からダイバーシティの推進へ」を開催した。大会の開催に伴い、「第125回日本森林学会学術講演集」を発行した。高校生のポスター発表を実現した。

(7) 第126回日本森林学会大会の開催準備：北方森林学会の推薦により、北海道札幌市(北海道大)での開催を準備した(2015年3月26～29日；大会運営委員長：丸谷知己会員、北海道大)。2014年5月1日に大会運営委員会引継会議を実施した。部門別口頭発表170件、公募セッション口頭発表101件、企画シンポジウム口頭発表119件、部門別ポスター発表459件、公募セッションポスター発表38件の総計887件、高校生ポスター発表24題を予定している。公開シンポジウム「森林づくりと生物多様性保全」を企画した。

(8) 第127回日本森林学会大会の開催準備：第127回大会の開催にあたって、関東森林学会の推薦に基づき、大会開催機関を日本大学とし、大会運営委員長(井上公基会員、日本大)を委嘱し、大会運営委員会を

設置した。同大会は2016年3月27～30日に開催される予定である。

(9) 第128回日本森林学会大会の開催準備：第128回大会は九州森林学会の推薦に基づき、鹿児島大学で開催することを決定した。

(10) 日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦：日本森林学会賞は、斎藤 真己会員（富山県農林水産総合技術センター）の「無花粉スギ品種の開発と普及」、五味 高志会員（東京農工大学）の「森林施業による水流出プロセス・河川環境変化の評価とそのモデル化」、北尾 光俊会員（森林総合研究所）の「樹冠内の光環境を考慮した樹木成木のオゾン影響評価に関する研究」に、日本森林学会奨励賞は、小笠 真由美会員（東京大学）の「Recovery performance in xylem hydraulic conductivity is correlated with cavitation resistance for temperate deciduous tree species」、深澤 遊会員（東北大学）の「Effects of wood decomposer fungi on tree seedling establishment on coarse woody debris」、田原 恒会員（森林総合研究所）の「Identification of a hydrolyzable tannin, oenothien B, as an aluminum-detoxifying ligand in a highly aluminum-resistant tree, *Eucalyptus camaldulensis*」、橋本 昌司会員（森林総合研究所）の「Predicted spatio-temporal dynamics of radiocesium deposited onto forests following the Fukushima nuclear accident」に、日本森林学会学生奨励賞は、石塚 航会員（北海道立総合研究機構林業試験場）の「Modeling intraspecific adaptation of *Abies sachalinensis* to local altitude and responses to global warming, based on a 36-year reciprocal transplant experiment」、曾我 昌史会員（北海道大学）の「Life-history traits affect vulnerability of butterflies to habitat fragmentation in urban remnant forests」、安藤 温子会員（京都大学）の「Diet analysis by next-generation sequencing indicates the frequent consumption of introduced plants by the critically endangered red-headed wood pigeon (*Columba janthina nitens*) in oceanic island habitats」に授与することを決定した。また、Journal of Forest Research 論文賞は、JFR 論文賞選考委員会が選考し、理事会で審議した結果、同誌19巻1号に掲載の Ikutaro Tsuyama, Katsuhiko Nakao, Motoki Higa, Tetsuya Matsui, Koji Shichi, Nobuyuki Tanaka 「What controls the distribution of the Japanese endemic hemlock, *Tsuga diversifolia*? Footprint of climate in the glacial period on current habitat occupancy」に、日本森林学会誌論文賞は、日林誌論文賞選考委員会が選考し、理事会で審議した結果、同誌95巻4号に掲載の山川 博美・重永 英年・久保 幸治・中村 松三「植栽時期の違いがスギコンテナ苗の植栽後1年目の活着と成長に及ぼす影響」に、第125回日本森林学会大会学生ポスター賞は、ポスター賞選考委員会で選考し、理事会で審議した結果、16名の学生会員に授与することを決定した。また、日本農学会賞、日本農学進歩賞について会員からの推薦を受け付け、理事会で本学会推薦業績を決定した。日本農学進歩賞に推薦した森口 喜成会員（新潟大学）が第13回日本農学進歩賞を受賞した。

(11) 学会活動の活性化：学生会員の拡大および学会事業の推進を図るため、ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動、および連携学会・他学会・外部機関との連携強化を通じて、学会活動の活性化に努めた。本部から会長、副会長が各連携学会大会に、第451回理事会に連携学会長が出席するなど、連携学会との協力を図った。日林誌編集委員会において、日林誌のスクープの作成および原稿種別の改訂等を行うことにより、学会活動の活性化を図ることについて議論した。

(12) 社会への広報活動：第125回日本森林学会大会における国際公開シンポジウムの記録の公開に向けて準備した。

(13) 男女共同参画の取り組み：第125回日本森林学会大会における男女共同参画関連企画100周年記念特別セッションを実施した（2014年3月、埼玉県さいたま市）。男女共同参画学協会連絡会の活動に参加し、10月に東京大学（駒場）にて開催されたシンポジウムでのポスター発表、連絡会議への出席を通して情報発信・情報収集を行った。また、連絡協議会が主催する女子中高校生の夏の学校に、100周年記念大会の記念品を提供した。学会のウェブページの更新も行った。

(14) JABEE（日本技術者教育認定機構）への協力：JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）通常総会への出席、JABEEの各種委員会およびJAFEEの運営委員会・分野審査委員会に委員を出し、活動・運営に協力した。JABEEの農学系分野審査講習会へ講師を派遣した。また、JAFEEにおけるCPD（技術者継続教

育)の教材として森林科学を提供した。林業再生のための人材育成体系の検討に参画し、森林・林業人材育成のためのシンポジウムの計画を進めた。

(15) 他学会との連携：各連携学会（北方森林学会，東北森林科学会，関東森林学会，中部森林学会，応用森林学会，九州森林学会）大会を共催し，役員の派遣を通じた交流に努めた。木材学会との交流体制を継続するとともに，第125回日本森林学会大会（東京大学：2014年3月）では，木材学会から5名の招聘を行う等，連携を推進した。また，木材学会・土木学会とともに「木材の利用拡大に関する横断的研究会」を運営し，提言「土木分野における木材利用の拡大へ向けて」を行った。また，運営委員・評議員の派遣等を通じて日本農学会の運営に協力した。

(16) 学術シンポジウム等の開催・広報：2014年10月に東北森林科学会の企画による公開シンポジウム「里山広葉樹林の保全と活用ー東北の可能性」を主催した。第126回日本森林学会における公開シンポジウムの準備を進めた。第127回日本森林学会大会（開催：日本大学）に向けて，大会運営委員会においてテーマの検討を行い，「緑と水の森林ファンド」への応募準備を進めた。また，以下の6件の学術シンポジウム等の共催，後援，協賛，広報，その他32件の学術シンポジウムや研修会等の広報を通して，国内における学術活動に協力した。

1. 農学会・日本農学アカデミー共同主催公開シンポジウム「放射性物質の除染・汚染水漏洩の現状を問う！」（2014年3月）の協賛
2. 森林総合研究所公開シンポジウム「ゲノムが拓くわが国の林業と森林管理」（2014年5月）の後援
3. 土木学会主催「第13回木材利用研究発表会」（2014年7月）の後援
4. (社)日本流体力学会「日本流体力学会年会2014」（2014年9月）の協賛
5. 日本エネルギー学会「第10回バイオマス科学会議ー都市と農村を結ぶバイオマス科学ー」（2015年1月）の協賛
6. 森林総合研究所 REDD 研究開発センター国際セミナー「REDD プラスの資金メカニズムとその活用」（2015年2月）の後援

(17) 国際学術交流の推進：国際的学術交流の一環として，外国人研究者の学会参加を促進するため，学会 Web の英語ページの充実と大会のお知らせの英語ページの作成を行った。

(18) 社会連携および日本学術会議等への協力・連携：日本学術会議主催のシンポジウム開催に関する会員への情報提供など，日本学術会議の活動に協力した。日本森林学会としての対応が必要な社会連携の課題（震災対応，土木での木材利用，森林・林業再生プラン，独立行政法人研究機関のあり方，科学技術政策等）が増加しており，その課題に組織的に対応するため，「社会連携委員会」を常置委員会として設置した。委員長（副会長兼務）と17分野の委員，および事務局の19人を選任した。

(19) 国内研究機関連携の推進：国内研究機関間の研究情報交換の実態把握のために，森林学会の会員動向調査を開始した。

(20) 各種補助金の申請：JFR 刊行の補助のため申請していた2014年度科学研究費補助金，「研究成果公開促進費（国際情報発信強化，学術図書，データベース）」の「国際情報発信強化（B）」は不採択だった。シンポジウム「里山広葉樹林の保全と活用ー東北の可能性」（2014年10月）の助成のため申請していた2014年度科学研究費補助金研究成果公開促進費「研究成果公开发表 B」が採択された。同種目に2015年度に開催されるシンポジウムへの助成の申請は見送られた。2015年3月に第126回大会で開催する予定の公開シンポジウム「森林づくりと生物多様性保全」の資金助成については，2014年度国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に申請し採択された。

(21) 他機関等の賞，奨励金，助成金，公募等の広報および候補の推薦：第5回（平成26年度）日本学術振興会育志賞に1名を学会推薦した。16件の教員公募，4件の研究助成の公募，4件の賞の公募，その他22件の公募をウェブサイトおよびメールマガジンで広報した。

(22) 学会運営の改善：各種委員会においてメーリングリストを活用したほか，メール理事会を計7回開

催し、会議にかかるコストを節約するとともに、議論の内容の充実を図った。メールマガジンに加えて、会員にメールを配信し、会員への迅速な情報提供と経費削減に努めた。また、会費の督促等において会員との連絡に郵送に替えてメールを利用し、通信費を削減した。定款の改正を行いプログラム編成委員会と社会連携委員会を常置委員会とした。選挙規則、表彰規則、理事会内規、表彰規則運用内規、学生ポスター賞授与内規の改正を行った。林業遺産選定内規、プログラム編成委員会内規、社会連携委員会内規を制定した。

(23) 100周年記念事業：2014年3月に開催された第125回日本森林学会大会（100周年記念大会）において、以下の内容にて記念事業を行った。1) 2014年3月27日に一般社団法人日本森林学会・公益社団法人国土緑化推進機構主催 日本森林学会100周年事業・国際森林デー記念 国際公開シンポジウム「森林と人類の未来」を行った。2) 同28日に記念式典を第125回大会会場で行い、農林水産大臣、埼玉県知事等の来賓挨拶、表彰を行った。3) 『教養としての森林学』を記念出版した。4) 記念式典において林業遺産（10件）の認定証の交付を行った。5) 記念品としてオリジナル絵はがき等を作成した。また、大会での記念展示（五葉松盆栽）等を推進した。6) 特設のウェブサイトをもうけ、広報、申し込み受付、バナー広告などを実施した。7) 協賛企業、賛同企業を募った。

(24) 林業遺産の選定：100周年記念事業で選定した10件の林業遺産についてプレスリリースを行った。今年度の林業遺産候補の推薦公募を行った。その結果、前年度に保留とした案件を含む計6件の応募があり、林業遺産選定委員会で審議を行った。林業遺産選定体制の改革方針について検討した。

(25) 中等教育との連携：事業計画に基づき、第125回日本森林学会大会において、高校生のポスター発表を推進した。全国から23校（30件）の申し込みがあり、盛況に終わった。それらの様子については、森林科学ならびに山林に中村太士、井上真理子がそれぞれ概要報告した。さらに、126回日本森林学会大会（札幌・北海道大）での開催をめざして、日本生物教育会にてブースを設けたり、全国高等学校森林・林業教育研究協議会など様々なチャンネルを通じてPR活動を行ったりした。

(26) 名簿の発行：2014年度版名簿を発行した。

(27) 一般社団法人としての対応：役員選挙に伴い、理事・監事を修正登記した。

(28) 会員の動向（2015年3月1日現在）：

種 別	内 訳	2015/3/1		2014/3/1
		会員数	前年3月1 日からの増 減	会員数
正会員		2444	103	2341
	国内正会員	1868	75	1793
	a)日林誌のみ	1297	72	1225
	b)+JFR	86	▲ 5	91
	c)+森林科学	222	6	216
	d)+両誌	263	2	261
	国内学生会員	561	36	525
	a)日林誌のみ	527	46	481
	b)+JFR	2	▲ 4	6
	c)+森林科学	11	▲ 6	17
	d)+両誌	21	0	21
	海外在住正会員 ^{注1)}	8	▲ 7	15
	a)日林誌のみ	7	▲ 7	14
	b)+JFR		0	
	c)+森林科学		0	
	d)+両誌	1	0	1
	海外在住学生会員 ^{注1)}	6	▲ 2	8
	a)日林誌のみ	3	0	3
	b)+JFR	3	▲ 2	5
	d)+両誌		0	
機関会員		124	▲ 3	127
	国内機関	119	▲ 3	122
	海外機関	5	0	5
賛助会員		40	▲ 2	42
合 計		2608	98	2510
	「森林科学」定期購読者	251	2	249

注1) 在外邦人を含む

【第2号議案】

2014（平成26）年度 決算報告（案）

収支計算書

平成26年3月1日から平成27年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収入				
1. 事業活動収入				
個人正学準森機国費	24,158,600	24,284,790	△ 126,190	
入会費	19,992,600	20,152,790	△ 160,190	
会費	(17,530,200)	(18,431,790)	(△ 901,590)	
学生会費	(2,462,400)	(1,721,000)	(741,400)	
林員費	620,000	575,000	45,000	
学費	(620,000)	(575,000)	(45,000)	
関係費	2,286,000	2,171,000	115,000	
内外費	(2,196,000)	(2,160,000)	(36,000)	
助費	(90,000)	(11,000)	(79,000)	
助費	1,260,000	1,386,000	△ 126,000	
助費	(1,260,000)	(1,386,000)	(△ 126,000)	
業収入	6,974,000	6,644,100	329,900	
印刷	6,270,000	5,592,100	677,900	
日誌	(450,000)	(412,800)	(37,200)	
日誌	(20,000)	(3,000)	(17,000)	
日誌	(2,500,000)	(2,507,500)	(△ 7,500)	
日誌	(150,000)	(183,300)	(△ 33,300)	
日誌	(2,500,000)	(1,884,500)	(615,500)	
日誌	(250,000)	(223,500)	(26,500)	
日誌	(400,000)	(377,500)	(22,500)	
日誌	470,000	1,052,000	△ 582,000	
日誌	(200,000)	(173,000)	(27,000)	
日誌	(250,000)	(204,000)	(46,000)	
日誌	(0)	(213,000)	(△ 213,000)	
日誌	(20,000)	(462,000)	(△ 442,000)	
日誌	234,000	0	234,000	
日誌	9,555,500	10,105,335	△ 549,835	
日誌	(7,417,500)	(7,760,500)	(△ 343,000)	
日誌	(1,342,000)	(1,176,000)	(166,000)	
日誌	(796,000)	(896,000)	(△ 100,000)	
日誌	(0)	(272,835)	(△ 272,835)	
日誌	5,891,000	5,891,000	0	
日誌	(3,891,000)	(3,891,000)	(0)	
日誌	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)	
日誌	1,130,000	1,240,000	△ 110,000	
日誌	(1,130,000)	(1,240,000)	(△ 110,000)	
日誌	420,000	622,272	△ 202,272	
日誌	(20,000)	(7,663)	(12,337)	
日誌	(200,000)	(598,759)	(△ 398,759)	
日誌	(200,000)	(15,850)	(184,150)	
事業活動収入計	48,129,100	48,787,497	△ 658,397	
2. 事業活動支出				
事業活動支出	23,071,000	21,690,547	1,380,453	
印刷製本	20,650,000	20,032,220	617,780	
印刷製本	(15,500,000)	(15,114,360)	(385,640)	
印刷製本	(6,000,000)	(5,651,380)	(348,620)	
印刷製本	(7,000,000)	(7,094,275)	(△ 94,275)	
印刷製本	(2,500,000)	(2,368,705)	(131,295)	
印刷製本	(2,880,000)	(2,214,141)	(665,859)	
印刷製本	(280,000)	(152,009)	(127,991)	
印刷製本	(50,000)	(63,930)	(△ 13,930)	
印刷製本	(100,000)	(71,122)	(28,878)	
印刷製本	(500,000)	(418,500)	(81,500)	
印刷製本	(1,800,000)	(1,332,180)	(467,820)	
印刷製本	(150,000)	(176,400)	(△ 26,400)	
印刷製本	(2,270,000)	(2,703,719)	(△ 433,719)	
印刷製本	(1,800,000)	(2,613,750)	(△ 813,750)	
印刷製本	(400,000)	(33,755)	(366,245)	
印刷製本	(20,000)	(22,580)	(△ 2,580)	
印刷製本	(50,000)	(33,634)	(16,366)	
印刷製本	1,800,000	782,682	1,017,318	
印刷製本	(1,350,000)	(710,640)	(639,360)	
印刷製本	(350,000)	(65,222)	(284,778)	
印刷製本	(100,000)	(6,820)	(93,180)	
印刷製本	15,000	0	15,000	
印刷製本	(10,000)	(0)	(10,000)	
印刷製本	(5,000)	(0)	(5,000)	
印刷製本	230,000	429,438	△ 199,438	
印刷製本	(30,000)	(257,357)	(△ 227,357)	
印刷製本	(200,000)	(172,081)	(27,919)	
印刷製本	6,000	0	6,000	
印刷製本	(6,000)	(0)	(6,000)	
印刷製本	70,000	67,873	2,127	
印刷製本	(70,000)	(67,873)	(2,127)	
印刷製本	300,000	378,334	△ 78,334	
印刷製本	(300,000)	(300,000)	(0)	

科目	予算額	決算額	差異	備考
大会費	9,555,500	10,070,544	△ 515,044	
会場費	(3,602,740)	(3,926,460)	△ 323,720	
印刷費	(110,000)	(115,767)	△ 5,767	
行親業務の委託費	(1,363,000)	(1,423,000)	△ 60,000	
念遺産事業費	(4,339,075)	(4,204,909)	134,166	
林管業	(140,685)	(400,408)	△ 259,723	
人給雑法	10,773,450	10,461,419	312,031	
議費	130,000	208,018	△ 78,018	
旅通消新諸支賃租支雑	11,622,156	11,283,586	338,570	
信耗開	7,682,156	7,782,738	△ 100,582	
開手借	(5,682,156)	(5,900,962)	△ 218,806	
報費	(1,100,000)	(1,017,165)	82,835	
報費	(900,000)	(864,611)	35,389	
報費	540,000	732,397	△ 192,397	
報費	50,000	12,828	37,172	
報費	250,000	429,906	△ 179,906	
報費	200,000	213,987	△ 13,987	
報費	10,000	8,230	1,770	
報費	390,000	362,000	28,000	
報費	600,000	410,560	189,440	
報費	900,000	864,960	35,040	
報費	650,000	253,400	396,600	
報費	300,000	210,000	90,000	
報費	50,000	2,580	47,420	
事業活動収入	55,152,106	53,714,114	1,437,992	
事業活動支出	△ 7,023,006	△ 4,926,617	△ 2,096,389	
投資活動収入				
特定資産	10,161,953	9,113,052	1,048,901	
名簿刊行積立資産	(1,800,000)	(1,207,164)	592,836	
大会開催10周年記念事業	(3,752,450)	(3,296,385)	456,065	
投資活動収入	(4,609,503)	(4,609,503)	0	
投資活動支出	10,161,953	9,113,052	1,048,901	
特定退職給付引当金	590,000	540,000	50,000	
名簿刊行積立資産	(340,000)	(340,000)	0	
投資活動支出	(250,000)	(200,000)	50,000	
投資活動収入	590,000	540,000	50,000	
投資活動支出	9,571,953	8,573,052	998,901	
財務活動収入				
財務活動収入	0	0	0	
財務活動支出				
財務活動支出	0	0	0	
財務活動収入	0	0	0	
予備費	1,000,000		1,000,000	
当期収支差額	1,548,947	3,646,435	△ 2,097,488	
前期繰越収支差額	5,104,408	5,104,408	0	
次期繰越収支差額	6,653,355	8,750,843	△ 2,097,488	

収支計算書に対する注記

(注) 1. 資金の範囲

資金の範囲には現金・預金・前払金・未収入金・仮払金・未払金・前受金・預り金及び仮受金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金	3,630,887	375,236
郵便振替	6,925,150	7,387,640
普通預金	6,163,412	8,320,946
大会前払金	311,497	1,000,000
未収入金	3,000	341,000
仮払金	1,006,140	1,000,000
合計	18,040,086	18,424,822
未払金	189,580	1,873,772
前大会前受金	9,747,790	5,278,500
預り金	1,935,500	1,443,000
仮受金	56,808	78,707
合計	1,006,000	1,000,000
合計	12,935,678	9,673,979
次期繰越収支差額	5,104,408	8,750,843

貸借対照表

平成27年2月28日現在

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	375,236	3,630,887	△ 3,255,651
郵便振替金	7,387,640	6,925,150	462,490
普通預金	8,320,946	6,163,412	2,157,534
大会前払金	1,000,000	311,497	688,503
未収入金	341,000	3,000	338,000
仮払金	1,000,000	1,006,140	△ 6,140
流動資産合計	18,424,822	18,040,086	384,736
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	5,821,032	5,481,032	340,000
特別積立金引当資産	22,499,033	22,499,033	0
名簿刊行積立資産	200,000	1,207,164	△ 1,007,164
大会開催引当資産	4,691,104	7,987,489	△ 3,296,385
100周年記念事業引当資産	0	4,609,503	△ 4,609,503
特定資産合計	33,211,169	41,784,221	△ 8,573,052
(2) その他の固定資産			
その他の固定資産	0	0	0
固定資産合計	33,211,169	41,784,221	△ 8,573,052
資産合計	51,635,991	59,824,307	△ 8,188,316
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,873,772	189,580	1,684,192
前受金	5,278,500	9,747,790	△ 4,469,290
大会前受金	1,443,000	1,935,500	△ 492,500
預り金	78,707	56,808	21,899
仮受金	1,000,000	1,006,000	△ 6,000
流動負債合計	9,673,979	12,935,678	△ 3,261,699
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,821,032	5,481,032	340,000
名簿刊行積立金	200,000	1,207,164	△ 1,007,164
固定負債合計	6,021,032	6,688,196	△ 667,164
負債合計	15,695,011	19,623,874	△ 1,674,328
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	4,691,104	7,987,489	△ 3,296,385
指定正味財産合計	4,691,104	7,987,489	△ 3,296,385
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(4,691,104)	(7,987,489)	(△ 3,296,385)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(22,499,033)	(27,108,536)	(△ 4,609,503)
正味財産合計	35,940,980	40,200,433	△ 4,259,453
負債及び正味財産合計	51,635,991	59,824,307	△ 8,188,316

正味財産増減計算書

平成26年3月1日から平成27年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	24,284,790	24,714,500	△ 429,710
個人会費	20,152,790	20,453,500	△ 300,710
正学生会員費	18,431,790	18,779,500	△ 347,710
学生学生会員費	1,721,000	1,674,000	47,000
準学生会員費	575,000	595,000	△ 20,000
準学生会員費	575,000	595,000	△ 20,000
機関費	2,171,000	2,346,000	△ 175,000
国内費	2,160,000	2,346,000	△ 186,000
国外費	11,000	0	11,000
賛助会費	1,386,000	1,320,000	66,000
賛助会費	1,386,000	1,320,000	66,000
事業収益	6,644,100	6,867,250	△ 223,150
印刷物売上益	5,592,100	6,265,250	△ 673,150
日林誌別刷	412,800	428,400	△ 15,600
JFRB.N	3,000	7,000	△ 4,000
日林誌別刷	2,507,500	2,634,250	△ 126,750
森林科学売上	183,300	125,100	58,200
JFR超過頁別刷	1,884,500	2,445,500	△ 561,000
森林科学別刷	223,500	225,000	△ 1,500
大会学術講演集	377,500	400,000	△ 22,500
広告料収益	1,052,000	602,000	450,000
日林誌広告料	173,000	233,000	△ 60,000
森林科学広告料	204,000	249,000	△ 45,000
その他の広告料	462,000	120,000	342,000
大会開催収益	10,105,335	8,592,117	1,513,218
大会参加費	7,760,500	5,645,000	2,115,500
親会費	1,176,000	1,561,000	△ 385,000
広告掲載揭示料	896,000	520,000	376,000
補助金の他	0	800,000	△ 800,000
補助金の他	272,835	66,117	206,718
補助金等収益	5,891,000	200,000	5,691,000
(財)林学会補助金	3,891,000	200,000	3,691,000
学術振興会補助金	2,000,000	0	2,000,000
寄付金収益	1,240,000	0	1,240,000
寄付金収益	1,240,000	0	1,240,000
雑収益	622,098	638,195	△ 16,097
雑取利息	7,489	7,263	226
雑取利息	15,850	630,932	△ 615,082
積立金等戻入	4,537,583	0	4,537,583
名簿刊行積立金戻入	1,207,164	0	1,207,164
大会準備積立金戻入	3,330,419	0	3,330,419
経常収益計	53,324,906	41,012,062	12,312,844
(2) 経常費用			
事業費	21,690,547	18,820,372	2,870,175
会誌等刊行費	20,032,220	17,891,324	2,140,896
印刷製本費	15,114,360	14,613,574	500,786
日林誌	5,651,380	5,498,518	152,862
JFR	7,094,275	6,931,050	163,225
森林科学学費	2,368,705	2,184,006	184,699
編集費	2,214,141	1,950,180	263,961
日林誌編委員会費	152,009	43,900	108,109
JFR編委員会費	63,930	49,000	14,930
森林科学編委員会費	71,122	18,400	52,722
日林誌編集委託費	418,500	423,750	△ 5,250
JFR編集委託費	1,332,180	1,335,750	△ 3,570
J-STAGE掲載作業費	176,400	79,380	97,020
発送費	2,703,719	1,327,570	1,376,149
会誌等	2,613,750	1,277,058	1,336,692
日林誌別刷	33,755	21,696	12,059
森林科学別刷	22,580	7,977	14,603
大会学術講演集	33,634	20,839	12,795

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
表 彰 費	429,438	200,904	228,534
表 彰 委 員 会 費	257,357	52,164	205,193
表 彰 状 盾 等 費	172,081	148,740	23,341
男 女 共 同 参 画 費	67,873	38,839	29,034
活 動 費	67,873	38,839	29,034
学 術 振 興 費	378,334	310,000	68,334
雑 費	78,334	10,000	68,334
共 催 学 会 大 会 ・ 共 催 費	300,000	300,000	0
役 員 選 挙 費	0	379,305	△ 379,305
通 信 費	0	177,278	△ 177,278
選 挙 費 用 支 出	0	202,027	△ 202,027
大 会 費 事 業 費	10,070,544	7,981,642	2,088,902
会 場 費 ・ 運 営 費	3,926,460	1,455,693	2,470,767
印 刷 ・ 発 送 費	115,767	605,070	△ 489,303
懇 親 会 費	1,423,000	1,589,984	△ 166,984
代 行 業 務 委 託 費	4,204,909	4,025,700	179,209
そ の 他 費	400,408	305,195	95,213
記 念 事 業 費	10,461,419	0	10,461,419
林 業 遺 産 事 業 費	208,018	0	208,018
管 理 費	11,623,586	10,667,870	955,716
人 件 費	8,122,738	7,871,525	251,213
給 与 費	5,900,962	5,707,037	193,925
雑 費	1,017,165	965,220	51,945
退 職 定 福 利 費	864,611	859,268	5,343
会 社 職 給 付 費	340,000	340,000	0
旅 行 費	732,397	544,420	187,977
通 信 運 搬 費	12,828	52,610	△ 39,782
消 耗 品 費	429,906	250,881	179,025
新 聞 図 書 費	213,987	138,044	75,943
諸 会 社 費	8,230	8,000	230
支 払 手 数 費	362,000	386,000	△ 24,000
賃 借 料	410,560	418,900	△ 8,340
租 税 公 課	864,960	685,440	179,520
支 払 報 酬 料	253,400	80,000	173,400
雑 費	210,000	210,000	0
積 立 金 等 繰 入 費	2,580	22,050	△ 19,470
名 簿 刊 行 積 立 金 繰 入	200,000	250,000	△ 50,000
経 常 費 用	200,000	250,000	△ 50,000
当 期 経 常 増 減 額	54,254,114	37,719,884	5,864,793
2. 経 常 外 増 減 の 部	△ 929,208	3,292,178	6,448,051
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
本 部 会 計 へ の 繰 入 金	33,860	609,425	△ 575,565
経 常 外 費 用 計	33,860	609,425	△ 575,565
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 33,860	△ 609,425	575,565
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 963,068	2,682,753	7,023,616
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	32,212,944	29,530,191	2,682,753
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	31,249,876	32,212,944	9,706,369
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
受 取 寄 付 金	33,860	609,425	△ 575,565
特 定 資 産 運 用 益	1,239	1,219	20
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 3,331,484	△ 1,050	△ 3,330,434
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 3,296,385	609,594	△ 3,905,979
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	7,987,489	7,377,895	609,594
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	4,691,104	7,987,489	△ 3,296,385
III 正 味 財 産 期 末 残 高	35,940,980	40,200,433	△ 4,259,453

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の経理処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特 定 資 産				
退職給付引当資産	5,481,032	340,000	0	5,821,032
特別積立金引当資産	22,499,033	0	0	22,499,033
名簿刊行積立資産	1,207,164	200,000	1,207,164	200,000
大会開催引当資産	7,987,489	0	3,296,385	4,691,104
100周年記念事業引当資産	4,609,503	0	4,609,503	0
小 計	41,784,221	540,000	9,113,052	33,211,169
合 計	41,784,221	540,000	9,113,052	33,211,169

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特 定 資 産				
退職給付引当資産	5,821,032	()	()	(5,821,032)
特別積立金引当資産	22,499,033	()	(22,499,033)	()
名簿刊行積立資産	200,000	()	()	(200,000)
大会開催引当資産	4,691,104	(4,691,104)	()	()
100周年記念事業引当資産	0	()	(0)	()
小 計	33,211,169	(4,691,104)	(22,499,033)	(6,021,032)
合 計	33,211,169	(4,691,104)	(22,499,033)	(6,021,032)

4. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 5,821,032
② 会計基準変更時差異の未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 5,821,032

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	340,000
② 会計基準変更時差異の費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	340,000

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

財 産 目 録

平成27年2月28日現在

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	375,236	
大会用現金	1,000,000	
郵便局振替	5,947,640	
郵便局振替(大会)	1,440,000	
郵便局通常	1,301,865	
みずほ銀行四谷普通	3,181,135	
みずほ銀行市ヶ谷普通	11,437	
りそな銀行市ヶ谷普通	3,000,712	
三井住友銀行四谷普通	818,624	
みずほ銀行市谷駅前(定期)	7,173	
現金預金計	17,083,822	
仮払金		
125回大会仮払	1,000,000	
未収金		
日林誌・別刷り代他	341,000	
流動資産合計		18,424,822
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
退職給付引当資産		
りそな銀行市谷(定期)	5,821,032	
特別積立金引当資産		
郵便局定額1	5,924,000	
みずほ銀行市谷(定期1-5)	9,933,964	
りそな銀行市谷(定期1-7)	6,641,069	
大会開催引当資産		
東京三菱UFJ銀行市谷(普通)	4,691,104	
名簿刊行積立資産		
みずほ銀行市谷駅前(定期)	200,000	
特定資産合計	33,211,169	
(2) その他固定資産		
その他の固定資産合計	0	
固定資産合計	0	
資産合計		33,211,169
資産合計		51,635,991
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
印刷製本・発送費他	1,873,772	
前受会費		
平成27年度前受会費	5,278,500	
大会前受金		
平成27年度大会関係	1,443,000	
預り金		
源泉所得税他	78,707	
仮受金		
125回大会仮受他	1,000,000	
流動負債合計		9,673,979
2. 固定負債		
退職給付引当金	5,821,032	
名簿刊行積立金	200,000	
固定負債合計		6,021,032
負債合計		15,695,011
III. 正味財産の部		
正味財産		35,940,980

【第3号議案】

日本森林学会学術大会運営規則の改正

日本森林学会学術大会運営規則の一部変更(案)

<学術大会運営規則変更の理由>

総会は、大会期間中に合わせて例年、3月に行ってきたが、2月から3月にかけて大会の決算準備業務や総会に向けての決算・監査対応等があり業務遂行が困難をきたしている。そこで総会を学術大会とは別に開催することとし、業務の分散を図るため。

<学術大会運営規則変更案>

【1】学術規則第2条(学術大会)第2項を次のとおり変更する

2 理事会は、~~総会及び~~学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。

「新旧対比表」

新	旧
(学術大会) 第2条 年次学術大会(以下、大会という。)は、会員による研究業績の発表のほか、一般を対象とした公開シンポジウムその他をもって開催する。 2 理事会は、 総会及び 学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。 3 関連研究集会及び企業展示の機会を設けることができる。	(学術大会) 第2条 年次学術大会(以下、大会という。)は、会員による研究業績の発表のほか、一般を対象とした公開シンポジウムその他をもって開催する。 2 理事会は、総会及び学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。 3 関連研究集会及び企業展示の機会を設けることができる。
附則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。 2. 第3条第2項第6号の共催学会名は、九州支部の解散・移行に伴い決定される名称に変更する。 3. この規則は、平成27年5月28日から施行する。	附則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。 2. 第3条第2項第6号の共催学会名は、九州支部の解散・移行に伴い決定される名称に変更する。

補足:本議案は、2015年4月28日、第452回理事会にて承認された。

【参考資料】

1-5 日本森林学会学術大会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第1号に定める学術大会の運営を円滑に実施することを目的として定める。

(学術大会)

第2条 年次学術大会(以下、大会という。)は、会員による研究業績の発表のほか、一般を対象とした公開シンポジウムその他をもって開催する。

2 理事会は、総会及び学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。

3 関連研究集会及び企業展示の機会を設けることができる。

(開催日程)

第3条 開催時期は、事業年度開始から3ヶ月以内とする。

2 開催に当たっては、地区にある森林・林業関係学会(以下、共催学会という。)と共催して行う。

(1) 北海道地区 北方森林学会

(2) 東北地区 東北森林科学会

(3) 関東地区 関東森林学会

(4) 中部地区 中部森林学会

(5) 関西地区 応用森林学会

(6) 九州地区 九州森林学会

(大会開催機関)

第4条 大会開催機関の決定は、以下の手順とする。

2 大会の開催については、過去の実績に基づき、原則として関東地区とその他の地区が交代で行う。

3 理事会は、3年後に大会開催が予定される地区を決定し、当該地区にある共催学会に大会開催機関の推薦を依頼する。

4 当該共催学会は、当該地区に所属する代議員と協議して大会開催機関及び開催会場を内定し、その結果を会長に報告する。

5 会長は、理事会の議をへて大会開催機関を決定し、その結果を当該地区の共催学会に通知するとともに、直近の総会に報告する。

(大会運営委員長)

第5条 当該地区の共催学会は、大会開催機関に所属する会員の中から大会運営委員長(以下、委員長という。)を理事会に推薦する。

2 理事会は、当該大会開催の2年前までに、委員長を決定し、会長がこれを委嘱する。

3 委員長は、3年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。

4 会長は、次期委員長を理事候補として総会に提案する。

(大会運営委員会)

第6条 定款第61条第1号の大会運営委員会(以下、委員会という。)は、大会を開催し運営する。

2 委員会は、2年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。

3 委員長は、大会開催の1年半前までに委員会を組織し、委員会を構成する運営委員を選考し、理事会に報告する。

4 会長は、次期委員長からの報告を受けて、運営委員を委嘱する。

5 委員長は、委員会の重要な決定事項を、その都度、理事会に報告しなければならない。

6 委員会に事務局を設置する。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、大会を運営するため、以下の事項を実施する。

(1) 開催日時の決定及び会場の確保

(2) 大会全体の事業計画とスケジュールの決定

(3) 公開シンポジウムの企画

(4) 大会収支見込の作成

(5) 発表プログラムの編成

(6) 「日本森林学会大会学術講演集」(ISSN:1349-8517)の刊行

(7) 大会懇親会の開催

(8) 大会報告及び収支報告の作成

2 前項第1号から第4号の事項は、大会開催1年前までにに行い、総会に報告する。

(大会運営)

第8条 委員会は、大会の開催に当たって、施設、時間の面で、大会運営に必要な条件を備えた会場を選び、その運営をなるべく簡素なものにする。

2 委員会は、発表プログラム編成の最終責任を有し、発表者の希望を調整することができる。

3 委員会は、大会運営に必要な経費を、大会参加費等として参加者から徴収することができる。

4 委員会は、大会の開催準備に当たって、ウェブサイトを活用して会員に的確な開催情報の提供に努めなければならない。

(大会経理)

第9条 大会経理は、学会会計処理内規(以下、会計内規という。)に従って行う。

(大会経理出納責任者)

第10条 学会経理責任者は、委員長の推薦を得て、大会経理に関する出納責任者を定め、銀行口座を含む資金管理及び執行を行わせる。

2 出納責任者は、出納事務担当者を置くことができる。

3 出納責任者及び出納事務担当者はその任期を1年とし、当該大会が終了後、速やかに精算を行い、次期出納責任者に引き継ぎを行う。

(半期報告)

第11条 出納責任者は、年度の半期ごとに執行状況を経理責任者に報告しなければならない。

(内規)

第12条 委員会は、大会開催1年前までに、以下のことを定めた内規を理事会の決議を経て定める。

(1) 大会における研究業績の発表形式

(2) 委員会の事務局

(3) 委員会の業務と任務分担

(規則の変更)

第13条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

2. 第3条第2項第6号の共催学会名は、九州支部の解散・移行に伴い決定される名称に変更する。

【第4号議案】

新役員(大会担当理事)の選任

丸谷知己氏(大会担当理事)より、辞任の申し出(別紙資料参照)があったため、定款第32条に基づき、新大会担当理事として、以下の候補者の信任投票を行う。

尚、定款第35条に基づき、選任された新大会担当理事の任期は2016(平成28)年定時総会終結時までとする。

理事(大会担当)候補:

井上公基(第127回大会運営委員長)

補足:本議案は、2015年5月28日、第453回理事会にて審議予定。

【報告事項 1 : 2014 年度監事監査報告】


監査報告書

一般社団法人日本森林学会
代表理事 大河内 勇殿

一般社団法人日本森林学会の定款第 34 条の規定に基づき、
当法人の平成 26 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までの事業報告および
貸借対照表、正味財産増減計算書の監査を行った結果、何れも適法かつ正確であることを
認めます。

平成 27 年 4 月 17 日

監事 林 永 雄 二 

監事 高橋 正 通 

【報告事項2：2015年度事業計画報告】

一般社団法人日本森林学会 2015(平成27)年度事業計画

- (1) 「日本森林学会誌」の発行：2015年4月、6月、8月、10月、12月および2016年2月の年6回発行し、科学技術振興機構のJ-STAGEで公開する。
- (2) 「Journal of Forest Research」の発行：2015年4月、6月、8月、10月、12月および2016年2月の6回発行する。
- (3) 「森林科学」の発行：2015年6月、10月および2016年2月の年3回の発行を行う。
- (4) 「日本森林学会メールマガジン」の発行：第58号(2015年3月)～第69号(2016年2月)を発行する。
- (5) ウェブサイトの更新：ウェブサイト更新を随時行い、最新情報を掲載する。大会ページの視認性・わかりやすさを更に高める。
- (6) 第126回日本森林学会大会の開催：2015年3月26～29日に北海道札幌市(北海道大)において「第126回日本森林学会大会」を開催し、「第126回日本森林学会学術講演集」を発行する。
- (7) 第127回日本森林学会大会の開催準備：「第127回日本森林学会大会」(2016年3月27～30日：日本大学)の開催を準備する。また、ウェブ登録システムによる大会発表申し込み等の受付をウェブサイト上で行う。
- (8) 第128回日本森林学会大会の開催準備：鹿児島大学に所属する会員の中から大会運営委員長を委嘱し、大会運営委員会を設置する。
- (9) 第129回日本森林学会大会の開催準備：応用森林学会に共催および大会担当機関の推薦を依頼する。
- (10) 日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への推薦：日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、日本森林学会功績賞、Journal of Forest Research論文賞、日本森林学会誌論文賞、第126回日本森林学会大会学生ポスター賞の選考、および日本農学賞、日本農学進歩賞等への推薦を行う。
- (11) 学会活動の活性化：会員拡大、ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動、および連携学会・他学会・外部機関との連携強化を通じて、学会活動の活性化に努める。
- (12) 社会への広報活動：第125回および第126回日本森林学会大会におけるシンポジウムの記録をウェブサイトで公開する。
- (13) 男女共同参画の取り組み：第127回日本森林学会大会における男女共同参画事業を企画し、準備を進める。男女共同参画学協会連絡会の活動に参加して、情報交換に努め、学会のウェブサイトやメールマガジンを通して情報提供に努める。
- (14) JABEE(日本技術者教育認定機構)への協力：JAFEE(森林・自然環境技術者教育会)の基幹的な学会として、JABEEやJAFEEの活動・運営に協力するとともに、関連学協会との連携を図ることにより、森林分野の技術者教育の向上を進める。CPD(技術者継続教育)事業の推進に協力する。森林・林業人材育成のためのシンポジウムを開催する。引き続き森林・林業技術者教育の動向について発信するとともにJABEEの普及に努める。
- (15) 他学会との連携：各連携学会(北方森林学会、東北森林科学会、関東森林学会、中部森林学会、応用森林学会、九州森林学会)大会を共催し、役員の派遣を通じた交流を行う。「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に従い、木材学会と交流する。また、木材学会・土木学会とともに「木材の利用拡大に関する横断的研究会」を運営する。日本農学会の運営に協力する。
- (16) 学術シンポジウム等の開催・広報：他学会・外部機関との交流を含め活動する。第127回日本森林学会大会における公開シンポジウムの準備を進める。
- (17) 国際学術交流の推進：東アジアをはじめとする諸外国との国際的学術交流を進める。

(18) **日本学術会議等への協力・連携**：社会連携委員会は、当学会に関する情報発信を積極的に行う。日本学術会議および森林・木材・環境アカデミーの活動に協力する。日本学術会議連携会員の社会連携委員会委員への就任により、さらに連携を深める。

(19) **国内研究機関連携の推進**：国内研究機関間の研究情報交換の実態把握のために、森林学会の会員動向調査を続ける。国内研究機関、特に地方研究機関の意識調査を行う。

(20) **各種補助金の申請**：科学研究費補助金研究成果公開促進費「研究成果公開促進費（国際情報発信強化、学術図書、データベース）」の「国際情報発信強化（B）」および「研究成果公開発表 B」に応募申請する。

(21) **他機関等からの賞、奨励金等の候補の推薦**：ウェブサイト、メールマガジン等により公募し、候補者を推薦する。

(22) **学会運営の改善**：財政の健全化への取組を継続し、電子メールを活用し、会議費や通信費を節約する。

(23) **林業遺産の選定**：2015 年度日本森林学会総会において、2014 年度に選定された林業遺産を発表する。本年度の林業遺産候補の推薦公募を行い、審議・選定活動を行う。

(24) **中等教育との連携**：第 126 回日本森林学会大会において高校生のポスター発表を実施し、良かった点や課題等整理をする。実施体制についても、再検討する。2015 年度大会における高校生ポスター発表の実現に向けて活動する。行動計画に基づき、他の連携の可能性を議論し、計画する。

(25) **代議員及び理事・監事候補選挙**：2016 年 5 月から 2018 年 5 月を任期とする代議員及び理事・監事候補選挙を行う。

【報告事項3：2014年度予算報告】

2015年度予算(案)

2015年3月1日から2016年2月29日まで

科 目	日本森林学会 2014年度予算 (2014.3~2015.2)	2014年度決算 (2014.3~2015.2)	2015年度予算 (2015.3~2016.2)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	24,158,600	24,284,790	24,260,000	※2
事業収入	6,974,000	6,644,100	6,405,000	
印刷物収入	6,270,000	5,592,100	5,585,000	※2
広告料収入	470,000	1,052,000	820,000	※2
印税収入	234,000	0	0	
大会開催収入	9,555,500	10,105,335	9,052,500	
補助金等収入	5,891,000	5,891,000	0	
寄付金収入	1,130,000	1,240,000	0	
雑収入	420,000	622,272	612,500	※2
事業活動収入計	48,129,100	48,787,497	40,330,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	23,071,000	21,690,547	21,875,600	
会誌等刊行費	20,650,000	20,032,220	20,704,600	※1、※2
名簿刊行費支出	1,800,000	782,682	0	※3
企画広報費支出	15,000	0	15,000	※1
表彰費支出	230,000	429,438	300,000	※2
H.P活動費支出	6,000	0	6,000	※1
男女共同参画費	70,000	67,873	70,000	※2
学術振興費	300,000	378,334	380,000	※2
役員選挙費支出	0	0	400,000	2013年度決算を参照
大会事業費支出	9,555,500	10,070,544	9,052,500	
記念事業費支出	10,773,450	10,461,419	0	※3
林業遺産事業費	130,000	208,018	200,000	※2
管理費支出	11,622,156	11,283,586	11,440,000	
人件費支出	7,682,156	7,782,738	7,860,000	※2
会議費	540,000	732,397	740,000	※2
旅費交通費	50,000	12,828	30,000	※2
通信運搬費	250,000	429,906	310,000	※2
消耗品費	200,000	213,987	200,000	※2
新聞図書費	10,000	8,230	10,000	※2
諸会費	390,000	362,000	370,000	※2
支払手数料	600,000	410,560	450,000	※2
賃借料	900,000	864,960	900,000	※2
租税公課	650,000	253,400	300,000	※2
支払報酬料	300,000	210,000	250,000	※2
雑費	50,000	2,580	20,000	※2
事業活動支出計	55,152,106	53,714,114	42,568,100	
事業活動収支差額	△ 7,023,006	△ 4,926,617	△ 2,238,100	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収	10,161,953	9,113,052	0	
名簿積立取崩収	1,800,000	1,207,164	0	
大会資産取崩収	3,752,450	3,296,385	0	
100周年取崩収	4,609,503	4,609,503	0	
投資活動収入計	10,161,953	9,113,052	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支	590,000	540,000	550,000	
退職資産取得支	340,000	340,000	350,000	今年度より+10,000
名簿積立取得支	250,000	200,000	200,000	webシステム化で減
大会資産取得支	0	0	0	
投資活動支出計	590,000	540,000	550,000	
投資活動収支差額	9,571,953	8,573,052	△ 550,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	0	0	
当期収支差額	1,548,947	3,646,435	△ 2,788,100	
前期繰越収支差額	5,104,408	5,104,408	8,750,843	
次期繰越収支差額	6,653,355	8,750,843	5,962,743	

備考

※1 2014年度予算を参照

※2 2014年度決算を参照

※3 今年度は計上せず

【報告事項 4：内規の改正】

Journal of Forest Research 編集委員会内規の改正について

<改正内容>

「海外在住あるは言語の関係で、編集委員会運営に十分参加することが困難な編集委員」を海外編集委員と考え、編集会議及びその議決への参加を義務でないようにするため、JFR 編集委員会内規の改定を行った。

「新旧対比表」

新	旧
<p>2. 委員会の構成 編集委員会には次の構成員を置く。</p> <p>1. 編集委員長、1名。 2. 編集委員長補佐、1名。 3. 常任編集委員、各専門部門に1～複数名。 4. 海外編集委員、各専門部門に若干名。 5. 特集限定編集委員、必要に応じて若干名。 6. 編集主事、1名。</p>	<p>2. 委員会の構成 編集委員会には次の構成員を置く。</p> <p>1. 編集委員長、1名。 2. 編集委員長補佐、1名。 3. 常任編集委員、各専門部門に1～複数名。 4. 特集限定編集委員、必要に応じて若干名。 5. 編集主事、1名。</p>
<p>3. 構成員の職務</p> <p>3. 常任編集委員 常任編集委員は担当専門部門における原稿の審査を担当するとともに、編集委員会の円滑な運営に貢献する。</p> <p>4. 海外編集委員 海外編集委員は常任編集委員とともに担当専門部門における原稿の審査を担当するとともに、編集委員会の運営に加わることができる。</p> <p>5. 特集限定編集委員 特集限定編集委員は常任編集委員と協力して特集号の編集に当たり、特集に関わる原稿の審査を分担する。また、出版の際は主事に代わって初校を行う。</p> <p>6. 編集主事 編集主事は原稿審査以外の事項に関して編集委員長を補佐する。</p>	<p>3. 構成員の職務</p> <p>3. 常任編集委員 常任編集委員は担当専門部門における原稿の審査を担当するとともに、編集委員会の円滑な運営に貢献する。</p> <p>4. 特集限定編集委員 特集限定編集委員は常任編集委員と協力して特集号の編集に当たり、特集に関わる原稿の審査を分担する。また、出版の際は主事に代わって初校を行う。</p> <p>5. 編集主事 編集主事は原稿審査以外の事項に関して編集委員長を補佐する。</p>
<p>4. 構成員の任期</p> <p>3. 常任編集委員 2年2期を原則とし、2年ごとに半数が交代する。ただし、留任や再任を妨げない。</p> <p>4. 海外編集委員 原則として、編集委員長の認める期間、あるいは本人からの退任の申し出があるまでとする。</p> <p>5. 特集限定編集委員 特集企画承認後に委嘱されてから、特集号が発行されるまでの期間とする。</p> <p>6. 編集主事 2年1期とする。</p>	<p>4. 構成員の任期</p> <p>3. 常任編集委員 2年2期を原則とし、2年ごとに半数が交代する。ただし、留任や再任を妨げない。</p> <p>4. 特集限定編集委員 特集企画承認後に委嘱されてから、特集号が発行されるまでの期間とする。</p> <p>5. 編集主事 2年1期とする。</p>
<p>5. 編集委員会の会議</p> <p>3. 特集限定編集委員以外の構成員は編集会議に参加する資格を持つ。また、特集限定編集委員および海外編集委員以外の構成員は編集会議に参加する義務を負う。ただし、特集の内容を検討する会議については、編集委員長が特集限定編集委員に参加を要請することができる。</p> <p>4. 特集限定編集委員以外の構成員は、編集委員長に対して議案の提案を行うことができる。</p>	<p>5. 編集委員会の会議</p> <p>3. 編集会議には、特集限定編集委員以外の構成員が参加する資格を持ち義務を負う。ただし、特集の内容を検討する会議については、編集委員長が特集限定編集委員に参加を要請することができる。</p> <p>4. 特集限定編集委員以外の構成員は、編集委員長に対して議案の提案を行うことができる。</p>
<p>5. 2. 電子編集会議の開催、成立および議決方法</p> <p>2. 電子編集会議は、採決時の投票数を出席者数とみなし、編集委員長及び2/3の常任編集委員の出席で成立する。</p>	<p>5. 2. 電子編集会議の開催、成立および議決方法</p> <p>2. 電子編集会議は、採決時の投票数を出席者数とみなし、2/3の編集委員の出席で成立する。</p>

補足: 本変更は、2015年4月28日、第452回理事会にて承認された。

【参考資料】

2-7 Journal of Forest Research 編集委員会内規

1. 任務

「Journal of Forest Research」編集委員会(以下、編集委員会という。)は、「Journal of Forest Research」の発行に関わる次の任務を担う。

1. 原稿の審査。
2. 会誌の内容と体裁に関する審議と理事会への提案。
3. 編集委員会内規、Instructions for Contributors、Manuscript Preparation 及び著作権における著者に許容される権利の改定に関する審議と理事会への提案、編集方針の改定に関する審議、決定と理事会への報告、並びに編集委員会が所掌する申し合わせ事項等の制定及び改廃に関する審議と決定。
4. 特集企画の承認。
5. 特集限定編集委員の選定と理事会への提案。
6. その他、会誌の円滑な発行と学術誌としての質の向上に関わること。

2. 委員会の構成

編集委員会には次の構成員を置く。

1. 編集委員長、1名。
2. 編集委員長補佐、1名。
3. 常任編集委員、各専門部門に1～複数名。
4. 特集限定編集委員、必要に応じて若干名。
5. 編集主事、1名。

3. 構成員の職務

1. 編集委員長

編集委員長は編集委員会を統括し、会誌の発行に責任を持つ。
原稿審査に関わる次の事項は、編集委員長の職責とする。

- (1) 原稿の審査担当編集委員の選定。
- (2) 原稿の採用可否の決定。
- (3) 投稿者からの苦情の処理。

2. 編集委員長補佐

編集委員長補佐は審査に関わる事務処理全般を担当し、編集委員長が行う原稿の審査担当編集委員の選定を補佐する。

3. 常任編集委員

常任編集委員は担当専門部門における原稿の審査を担当するとともに、編集委員会の円滑な運営に貢献する。

4. 特集限定編集委員

特集限定編集委員は常任編集委員と協力して特集号の編集に当たり、特集に関わる原稿の審査を分担する。また、出版の際は主事に代わって初校を行う。

5. 編集主事

編集主事は原稿審査以外の事項に関して編集委員長を補佐する。

4. 構成員の任期

1. 編集委員長

本会の会則に従う。

2. 編集委員長補佐

森林学会との契約に従う。

3. 常任編集委員

2年2期を原則とし、2年ごとに半数が交代する。ただし、

留任や再任を妨げない。

4. 特集限定編集委員

特集企画承認後に委嘱されてから、特集号が発行されるまでの期間とする。

5. 編集主事

2年1期とする。

5. 編集委員会の会議

1. 編集委員会の会議(以下、編集会議という。)は、編集委員長がこれを主宰し、召集する。

2. 編集会議は、通常編集会議と電子(メール)会議システムを利用した編集会議(以下、電子編集会議という。)の2種類とする。なお、電子(メール)会議システムは、メールアドレスあるいは電子掲示板等を利用して常時開設し、編集委員会の任務に関わる意見、提案、質問等の情報交換の場として活用することができるものとする。

3. 編集会議には、特集限定編集委員以外の構成員が参加する資格を持ち義務を負う。ただし、特集の内容を検討する会議については、編集委員長が特集限定編集委員に参加を要請することができる。

4. 特集限定編集委員以外の構成員は、編集委員長に対して議案の提案を行うことができる。

5. 議案は、議題、提案内容に提案理由を附して、電子(メール)会議システムを使用して、編集委員長宛に提出する。編集会議の議案として採用するか否かは、編集委員長が判断する。ただし、特集企画の提案と取り扱いは別に定める特集企画申し合わせ事項に従う。

5. 1. 通常編集会議の開催、成立および議決方法

1. 通常編集会議は年1回以上開催する。

2. 通常編集会議では、原稿の審査状況及び会誌の発行状況を報告するとともに、編集委員会の任務に関わる重要事項を審議し決定する。

3. 通常編集会議は、編集委員長及び2/3の常任編集委員の出席で成立する。

4. 通常編集会議での採決は、出席する編集委員の過半数の賛成で議決する。賛否同数の場合は、編集委員長が可否を決する。

5. 編集委員長は、採決結果に対して異議を唱えることができる。その場合は、改めて審議した後に採決をやり直し、3/4以上の賛成があれば議決が確定する。

5. 2. 電子編集会議の開催、成立および議決方法

1. 電子編集会議は、別途定めるJFR編集委員会における電子(メール)会議システムを利用した編集会議の開催要項に則って開催する。

2. 電子編集会議は、採決時の投票数を出席者数とみなし、2/3の編集委員の出席で成立する。

3. 電子編集会議では、議案提出後に2週間以上の審議期間を設ける。

4. 電子編集会議では、審議期間終了後に1週間の投票期間を設けて、通常編集会議と同様の基準を適用して議決する。

5. 電子編集会議の運営は、編集委員長補佐又は編集主事がこれを行う。

6. 常任編集委員は、特段の理由が無い限り、電子編集会議への参加及び電子編集会議におけるメール投票

の義務を負う。

6. 常任編集委員の推薦

1. 常任編集委員がその職を退任する際は、当該専門部門又は関連する専門部門の他の常任編集委員と協議の上、後任の常任編集委員を編集委員長に推薦する。
2. 常任編集委員の増員は、当該専門部門又は関連する専門部門の常任編集委員間で協議の上、編集委員長に推薦する。
3. 後任の又は増員の常任編集委員の推薦があったときには、編集委員長は編集委員長補佐の意見を求めた上で当否を判断し、妥当と認めた場合には速やかに理事会に報告する。

7. 常任編集委員の交代

1. 常任編集委員の委嘱期間は、西暦偶数年の4月1日から4年後の3月31日までとする。ただし、留任時の委嘱期間は、2年間とする。
2. 7.1 に定める期日以外に交代する後任の常任編集委員の委嘱期間は、前任の残任期間と次の2年間とする。
3. 編集委員長は、委嘱終了日の4ヶ月前までに、該当する常任編集委員に7.4.に定める交代手続きを通知する。
4. 退任する常任編集委員は、退任年の1月31日までに、7.1.に定める後任の推薦を行うことを原則とする。

8. 改定

1. この内規の改定は、編集会議の承認後、理事会の承認を経て行う。

2006年4月3日制定

2011年6月15日改定

2012年2月23日改定

【報告事項4：内規の改正】

日本森林学会表彰規則運用内規の改正について

<改正内容>

電子ファイルを利用して審査を行うことを可能とするため、および実際の運用に則して改正を行った。

「新旧対比表」

新	旧
<p>4. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞及び、日本森林学会学生奨励賞及び日本農学賞候補業績の選考は次のとおり行う。</p> <p>1) 各賞の推薦にあたっては、次の事項を記した文書及び必要に応じて電子ファイルを提出させるものとする。</p> <p>(1) 候補者の候補業績概要(A4 判 1 枚表裏)</p> <p>a. 表彰区分(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、または日本農学賞候補)</p> <p>b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属、連絡先</p> <p>c. 候補業績の名称(日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞については d の題名と同一)</p> <p>d. 候補業績の発表年月日及び発表媒体(雑誌名等)、著者名、題名(功績賞、日本農学賞候補については不要)</p> <p>e. 候補業績の概要(2,000 字以内、共著の場合は共著者名及び分担内容等の記載)</p> <p>(2) 推薦者の氏名、<u>所属、連絡先</u>(A4 版 1 枚、所属、勤務先と自宅の住所、電話番号、メールアドレス等)</p>	<p>4. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞及び日本農学賞候補業績の選考は次のとおり行う。</p> <p>1) 各賞の推薦にあたっては、次の事項を記した文書を提出させるものとする。</p> <p>(1) 候補者の候補業績概要(A4 判 1 枚表裏)</p> <p>a. 表彰区分(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、または日本農学賞候補)</p> <p>b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属、連絡先</p> <p>c. 候補業績の名称(日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞については d の題名と同一)</p> <p>d. 候補業績の発表年月日及び発表媒体(雑誌名等)、著者名、題名(功績賞については不要)</p> <p>e. 候補業績の概要(2,000 字以内、共著の場合は共著者名及び分担内容等の記載)</p>
<p>4) 選考作業の日程はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 候補業績の会員推薦受付 7～9 月</p> <p>(2) 表彰委員への審査依頼 10 月</p> <p>(3) 投票 11 月</p> <p>(4) 理事会への報告、受賞者の決定 12 月</p> <p>(5) <u>総会学術大会</u>での表彰 <u>4</u> 月</p>	<p>4) 選考作業の日程はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 候補業績の会員推薦受付 7～9 月</p> <p>(2) 表彰委員への審査依頼 10 月</p> <p>(3) 投票 11 月</p> <p>(4) 理事会への報告、受賞者の決定 12 月</p> <p>(5) 総会での表彰 4 月</p>

補足:本変更は、2015年4月28日、第452回理事会にて承認された。

【参考資料】

2-2 日本森林学会表彰規則運用内規

(副賞)

1. 日本森林学会表彰規則第2条に掲げる表彰は、副賞その他を添えて行うことができる。その内容は理事会で定める。

(略称)

2. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、Journal of Forest Research 論文賞、日本森林学会誌論文賞及び日本森林学会ポスター賞をそれぞれ、学会賞、奨励賞、功績賞、学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及びポスター賞と略称することができる。

(授与件数)

3. 各賞の毎年の授与件数は次の通りとする。
 - 1) 日本森林学会賞は、毎年、原則として3件以内とする。
 - 2) 日本森林学会奨励賞は、毎年、原則として3件以内とする。
 - 3) 日本森林学会功績賞は、推薦があった場合に検討し、毎年の件数を特定しない。
 - 4) 日本森林学会学生奨励賞は、毎年、原則として3件以内とする。
 - 5) JFR 論文賞は、毎年、原則として1件とする。
 - 6) 日林誌論文賞は、毎年、原則として1件とする。
 - 7) ポスター賞の授与件数は、内規で別に定める。

(選考手続き)

4. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞及び日本農学賞候補業績の選考は次のとおり行う。

- 1) 各賞の推薦にあたっては、次の事項を記した文書を提出させるものとする。

(1) 候補者の候補業績概要(A4判1枚表裏)

- a. 表彰区分(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、または日本農学賞候補)

b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属

c. 候補業績の題名

d. 候補業績の発表年月日及び発表媒体(雑誌名等)

e. 候補業績の概要(2,000字以内、共著の場合は共著者名及び分担内容等の記載)

(2) 推薦者の氏名、連絡先(A4版1枚、所属、勤務先と自宅の住所、電話番号、メールアドレス等)

(3) 候補業績の別刷り等を添付(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞)、共著の場合は共著者の承諾書(A4版1枚)

2) 推薦者は、主推薦者及び副推薦者の2名を必要とする。

3) 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞および日本森林学会学生奨励賞の各授賞候補業績の審査・選考は次の手順で行う。

(1) すべての候補者の候補業績概要を全表彰委員に送付する。

(2) 郵送により投票を行う。表彰委員の2/3以上の有効投票数をもって、成立するものとする。期限までに郵送されない場合は棄権とみなす。

(3) 投票は資格投票と順位投票を同時に行う。ただし、応募数が3件に満たない場合、資格投票のみを行う。

a. 資格投票

表彰委員は、各候補業績について授賞に値するかの

是非を投票する。可とする投票数 2/3 以上をもって、授賞に値するものとする。

b. 順位投票

表彰委員は、資格投票において可とした候補業績のうち、3 件に投票する。投票数の多い方から3位までを授賞候補業績とする。

(4) 表彰委員が候補業績の著者、共著者及び推薦者(主推薦者、副推薦者)である場合、その賞の投票権を失う。

(5) 表彰委員長は審査・選考の結果を理事会に報告する。

4) 選考作業の日程はおおむね次のとおりとする。

(1) 候補業績の会員推薦受付 7~9月

(2) 表彰委員への審査依頼 10月

(3) 投票 11月

(4) 理事会への報告、受賞者の決定 12月

(5) 総会での表彰 4月

(内規の変更)

5. この内規を変更する場合は、委員会が理事会に諮って定める。

2011年6月15日改定

【報告事項4：内規の改正】

日本森林学会林業遺産選定内規の改正について

< 制定理由 >

実際の運用に則して内規を改定した。

「新旧対比表」

新	旧
(公表) 第 11 条 選定された各年度の林業遺産は、原則として同次年度の学術大会定時総会時に会長が発表する。	(公表) 第11条 選定された各年度の林業遺産は、原則として同年度の学術大会時に会長が発表する。

補足:本内規の制定は、2015年5月19日、2015年度第3回メール理事会にて承認された。

【参考資料】

2-15 日本森林学会林業遺産選定内規

(制定の目的)

第1条 本内規は、日本森林学会定款第4条、第41条、及び第61条に基づき、林業遺産の選定について定める。

(事業目的)

第2条 林業遺産選定事業とは、日本各地における特徴的な森林利用・林業発展の歴史を示す対象を林業遺産として認定し、将来にわたって記憶・記録されるよう、対象の保護・管理・認知・普及を支援するものである。

(対象)

第3条 林業遺産の認定対象は、原則として次の分類に基づくものとする。但し、これらの分類に当てはまらないものでも、第2条の事業目的に照らして、特段に重要性が認められるものは認定の対象とみなす。

- (1) 林業景観(用材林、防災林、薪炭林、特用林産物生産林等の森林の利用に関する景観)
- (2) 林業発祥地(有名・独特な施業体系をもつ林業の発祥地)
- (3) 林業記念地(記念植樹、旧係争地等の森林利用に関するメルクマールの意味を持つ土地)
- (4) 林業跡地(施業跡地、土場・炭焼き等の利用跡地)
- (5) 搬出関連(森林軌道、林道、筏場、木馬道等。現存・跡地を含む)
- (6) 建造物(林業発展の歴史を示す建造物。現存・跡地を含む)
- (7) 技術体系(林産物加工技術、施業計画等)
- (8) 道具類(地域の林業発展を特徴づけるまとまった道具類)
- (9) 資料群(林業関連のまとまった古文書、近代資料、写真、映像等)

(公募推薦)

第4条 林業遺産の認定は各年度を単位として、「林業遺産公募候補推薦調書」(以下、推薦調書)の提出による公募推薦に基づくものとする。

2. 推薦者は日本森林学会会員(正会員、名誉会員、賛助会員、機関会員、準会員を含む)に限定する。
3. 公募は随時行い、郵送またはメールによる推薦調書の学会事務局への提出をもって候補推薦(応募)とみなす。
4. 各年度の公募締切は12月末日とし、それまでの推薦候補を同年度の認定対象とする。

(推薦条件)

第5条 対象の推薦にあたっては、公的機関や学協会による文化財などの指定を受けていないものを奨励する。但し、既に上記の指定を受けたものでも、第2条の事業目的に照らして、特段に重要性が認められる場合は推薦・選定の対象とする。

2. 特定の土地・施設・技術・文物にかかる対象については、その所有者・管理者より同意を得ていることを推薦の条件とする。
3. 景観・発祥地等の広域にかかる対象については、所有者・管理者が特定できる場合はその同意、特定できない場合は自治会・自治体・管理団体等の同意を推薦の条件とする。

(地区推薦委員)

第6条 林業遺産の候補推薦を促進する目的から、日本森林学会選挙規則第5条に定める代議員選挙区6地区

(北海道、東北、関東、中部、関西、九州)において、それぞれ地区に所在する学会員1名を林業遺産地区推薦委員として指定する。

2. 地区推薦委員の任期は2年とし、各地区代議員の推薦に基づき会長が指名する。
3. 地区推薦委員は、所属地区内における林業遺産候補の推薦を積極的に行うとともに、所有者・管理者及び他の学会員等からの要望に応じて、推薦を代行する。

(選定および選定委員会)

第7条 各年度の林業遺産の選定は、林業遺産選定委員会(以下、選定委員会)が、審査及び理事会の承認に基づいて行う。

2. 12月末の公募締切後、1~2月にかけて林業遺産選定委員会を開催し、推薦候補に対する審査を行い、同年度の林業遺産を選定する。

3. 選定委員会は、選定結果を理事会に報告し、承認を得る。

第8条 選定委員会は、学会員の委員5~10名で構成し、委員長、事務局委員を各1名設置する。

1. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
2. 委員は、理事の推薦に基づいて委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。
3. 事務局委員は、随時、窓口として林業遺産に関する問い合わせ等に対応すると共に、学会事務局と連携して推薦状況を把握し、各候補の推薦調書及び参考資料を、適時に各委員に送付して共有に努める。

第9条 選定に際しては、推薦調書に基づく審査を原則とし、必要に応じて委員による現地視察、所有者・管理者への問い合わせ等の確認作業を行う。

2. 選定委員会は、必要に応じて推薦者に追加の資料を要求することができる。また、それに伴い継続審査が必要な場合は、次年度に審査を繰り越すことができる。

第10条 選定委員会の審査に基づき選定される林業遺産は、各年度5件を原則的な上限とする。優良な推薦候補が多い場合は、次年度に選定を繰り越すことができる。

(公表)

第11条 選定された各年度の林業遺産は、原則として同年度の学術大会時に会長が発表する。

第12条 発表後、学会として所有者・管理者(団体)に、選定理由を明記した認定証を贈呈すると共に、学会ウェブサイト等で公表し、対象の保護・管理・認知・普及を支援する。

2. 認定証の準備・送付は、選定委員会が行う。

(解除)

第13条 選定委員会は、次の事項が認められた場合、審議検討を行い、理事会の承認を得た上で、選定された林業遺産を解除することができる。

- (1) 認定証を交付した所有者・管理者等からの解除の要望があった場合
- (2) 選定(推薦)理由に関する虚偽・誤認等が認められた場合
- (3) 選定(推薦)理由・意義を著しく喪失したとみなされた場合

(内規の変更)

第14条 この内規を変更する場合は理事会に諮って定める。

2014年3月26日制定